

高知県公報	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示(高知県漁業調整規則による中型 まき網漁業等の許可等の制限措置)の 一部改正	(漁業管理課) <8・23掲示> 2
○救急病院の認定	(医療政策課) 2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)	(防災砂防課) 2
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め(緊急 防災工事計画)(2件)	(農業基盤課) 3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
監査公表	
○定期監査の執行結果(危機管理部消防学校ほか)	4

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第71号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のうち「340円」を「350円」に改め、同表の1の(2)のアの(イ)中「6,775,000円」を「6,883,000円」に改め、同表の2の(1)のうち「1,230円」を「1,330円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「19,200円」を「19,800円」に、「24,600円」を「25,400円」に、「36,500円」を「37,700円」に、「43,600円」を「45,000円」に、「55,100円」を「57,000円」に、「8,000円」を「8,300円」に、「31,800円」を「32,800円」に、「41,100円」を「42,400円」に、「57,200円」を「59,000円」に、「66,900円」を「69,000円」に、「84,200円」を「87,000円」に、「11,600円」を「12,000円」に改め、同表の

3の(3)のイの表中「6,300円」を「6,500円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「12,600円」を「13,000円」に、「15,400円」を「15,900円」に、「19,400円」を「2万円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「13,200円」を「13,600円」に、「18,800円」を「19,400円」に、「22,300円」を「23,000円」に、「28,100円」を「29,000円」に、「3,700円」を「3,800円」に改め、同表の6の(1)のイ中「5万円」を「51,500円」に改め、同表の6の(2)のイの(ア)中「706,000円」を「717,000円」に改め、同表の6の(2)のイの(イ)中「343,000円」を「348,000円」に改め、同表の7の(2)中「138,700円」を「14万円」に改め、同表の9の(3)のイ中「4,800円」を「5,200円」に、「5,100円」を「5,500円」に、「5,600円」を「6,000円」に改め、同表の11の(4)のア中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の12の(3)中「219,100円」を「226,100円」に、「175,200円」を「180,800円」に改める。

別表第2の1の(1)のイ中「15,000円」を「15,200円」に改め、同表の1の(1)のウ中「15,400円」を「15,500円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,400円」を「14,600円」に改め、同表の1の(1)のカ中「24,100円」を「25,700円」に改め、同表の1の(1)のキ中「23,900円」を「24,700円」に改め、同表の1の(1)のク中「23,800円」を「25,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第510号の2

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和6年8月23日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

3の(1)の表中

	操業区域10	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	--------	---------------	---------------------	--------------------------------	---	---------------------------

を

	操業区域10	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
火光利用 いわし、 あじ等ま き網	操業区域11	6月1日から翌年2月末日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者

に改め、3の(3)中

「コ 操業区域10
高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。」

を

「コ 操業区域10
高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。」

サ 操業区域11
入野漁港内の区域のうち島堤北灯台から真方位305度0分の線及び沖防波堤西端から真方位298度0分の線により囲まれた区域

に改める。

高知県告示第525号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和6年9月6日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767番地5	令6・9・1	令9・8・31
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	〃	〃
南国中央病院	南国市後免町三丁目1-27	〃	〃
野市中央病院	香南市野市町東野555番地18	〃	〃
田野病院	安芸郡田野町1414-1	〃	〃
清和病院	高岡郡佐川町乙1777番地	〃	〃
前田病院	高岡郡越知町越知甲2133番地	〃	〃
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	〃	〃
大月町国民健康保険大月病院	幡多郡大月町鉾土603番地	〃	〃

高知県告示第526号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月6日

高知県知事 濱田 省司

土佐清水市加久見新町
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐清水市加久見新町	1086番3
2	〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 宇斧鼻山	1536番1
4	〃 〃 〃	1532番1

5	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	入沢町	1027番1
7	〃	〃	〃	1029番1
8	〃	〃	〃	1050番1
9	〃	〃	新町	1087番

(2) 区域

標柱1から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第527号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月6日

高知県知事 濱田 省司

いの町東浦(西)(追加)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
17	吾川郡いの町枝川字板屋	5707番1

(2) 区域

昭和62年4月高知県告示第239号で指定した吾川郡伊野町東浦(西)急傾斜地崩壊危険区域内(以下「239号区域」という。)に存する標柱2と17を町道大和田線に沿って結んだ線、標柱17と239号区域に存する標柱5を直線で結んだ線、239号区域に存する標柱5と4を町道岡ヶハナ線に沿って結んだ線、239号区域に存する標柱4と3を直線で結んだ線及び239号区域に存する標柱3と2を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(内原野池地区農村地域防災減災事業(保全施設))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月6日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年9月6日から同年10月8日まで
- 縦覧場所
安芸市役所
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(田野地区農村地域防災減災事業(保全施設))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月6日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年9月6日から同年10月8日まで
- 縦覧場所
田野町役場
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和6年9月6日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
(1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)
- 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
- 実施期日
ア 新規取得講習
令和6年11月5日(火)から同月13日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
イ 追加取得講習
令和6年11月11日(月)から同月13日までの3日間
- 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
(1) 新規取得講習 25人
(2) 追加取得講習 5人
- 受講資格者
(1) 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に

<p>規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 令和6年9月30日(月)及び10月1日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和6年10月2日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行</p>	<p>う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和6年10月7日(月)から同月9日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法</p>	<p>講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備担当係</p> <p>----- 監 査 公 表 -----</p> <p>監査公表第6号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。 令和6年9月6日</p> <table border="0"> <tr> <td>高知県監査委員</td> <td>横山</td> <td>文人</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>上田</td> <td>貢太郎</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>奥村</td> <td>陽子</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>五百藏</td> <td>誠一</td> </tr> </table>	高知県監査委員	横山	文人	同	上田	貢太郎	同	奥村	陽子	同	五百藏	誠一
高知県監査委員	横山	文人												
同	上田	貢太郎												
同	奥村	陽子												
同	五百藏	誠一												

定期監査結果報告（令和6年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関226機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和5年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果及び意見

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

今回監査を実施した出先の44機関において、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものはなかったが、不適切な事務処理として注意事項としたものが11機関において14件あった。令和5年度に同一機関に対して実施した監査と比較すると、指摘事項は4件から0件に、注意事項は22件から14件に、それぞれ減少している。

また、前年度と比較して件数が減少したのは16機関、増加したのは6機関で、増減がなかったのは2機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは20機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の失念及び確認不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1（監査対象機関）

機関名	
知事部局	危機管理部
	消防学校
	危機管理部 1機関
	健康政策部
	安芸福祉保健所
	中央西福祉保健所
	須崎福祉保健所
	幡多福祉保健所
	衛生環境研究所
	幡多看護専門学校
食肉衛生検査所	
健康政策部 7機関	
子ども・福祉政策部	
精神保健福祉センター	
希望が丘学園	
幡多児童相談所	
女性相談支援センター	
子ども・福祉政策部 4機関	
文化生活部	
消費生活センター	
文化生活部 1機関	
商工労働部	
紙産業技術センター	
高知高等技術学校	
商工労働部 2機関	
農業振興部	
安芸農業振興センター	
中央西農業振興センター	
須崎農業振興センター	
幡多農業振興センター	
農業技術センター	
農業技術センター果樹試験場	
農業技術センター茶業試験場	
畜産試験場	
中央家畜保健衛生所	
西部家畜保健衛生所	
農業振興部 10機関	

機関名	
知事部局	林業振興・環境部
	嶺北林業振興事務所
	中央西林業事務所
	須崎林業事務所
林業振興・環境部 3機関	
水産振興部	
水産試験場	
水産振興部 1機関	
公営企業局	公営企業局
	あき総合病院
	幡多けんみん病院
公営企業局 2機関	
教育委員会	教育委員会
	教育センター
	中部教育事務所
	西部教育事務所
	青少年センター
	心の教育センター
	春野高等学校
	窪川高等学校
	宿毛工業高等学校
	盲学校
	高知ろう学校
高知若草特別支援学校	
教育委員会 11機関	
警察本部	警察本部
	須崎警察署
	窪川警察署
警察本部 2機関	
合計 44機関	

別表2(実施機関別の指摘事項及び注意事項)

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和5年度	増減
知事室										
危機管理部										
消防学校										
健康政策部			2			1		3	7	△4
安芸福祉保健所										
中央西福祉保健所			1					1		1
須崎福祉保健所			1					1	3	△2
幡多福祉保健所									2	△2
衛生環境研究所										
幡多看護専門学校						1		1	1	
食肉衛生検査所									1	△1
子ども・福祉政策部			1	1		1		3	3	
精神保健福祉センター			1					1		1
希望が丘学園				1		1		2	3	△1
幡多児童相談所										
女性相談支援センター										
文化生活部									1	△1
消費生活センター									1	△1
商工労働部									1	△1
紙産業技術センター										
高知高等技術学校									1	△1
農業振興部		1	2			1	1	5	5 (2)	
安芸農業振興センター									1	△1
中央西農業振興センター										
須崎農業振興センター									1 (1)	△1
幡多農業振興センター						1	1			1
農業技術センター									2 (1)	△2
農業技術センター果樹試験場			2			1		3		3
農業技術センター茶業試験場										
畜産試験場									1	△1
中央家畜保健衛生所		1						1		1
西部家畜保健衛生所										
林業振興・環境部			1				1	2	2 (1)	
嶺北林業振興事務所										
中央西林業事務所			1					1	2 (1)	△1
須崎林業事務所						1	1			1
水産振興部										
水産試験場										

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和5年度	増減
公営企業局										
あき総合病院										
幡多けんみん病院										
教育委員会						1		1	7 (1)	△6
教育センター									1	△1
中部教育事務所										
西部教育事務所										
青少年センター									2	△2
心の教育センター									1	△1
春野高等学校									1 (1)	△1
窪川高等学校						1		1	1	
宿毛工業高等学校										
盲学校									1	△1
高知ろう学校										
高知若草特別支援学校										
警察本部										
須崎警察署										
窪川警察署										
計	0	1	6	1	0	4	2	14	26 (4)	△12

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	0	0	—	
収入事務	0	1	1	7.1	・現金出納簿の記載漏れ
支出事務	0	6	6	42.9	・支払証発行管理簿の押印誤り ・支出負担行為日又は支出命令日の誤り ・通勤手当の過払い ・時間外勤務手当の支給誤り 等
契約事務	0	1	1	7.1	・契約書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	4	4	28.6	・郵便切手類等出納簿の押印漏れ ・自動車使用記録簿の記載漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	2	2	14.3	・書面による事前協議の未実施 ・法律に定める通知の未実施
計	0	14	14	100	
参考(令和5年度)	4	22	26	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。